

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
I 地域福祉を支える人づくり	① 福祉に関する教育・啓発の推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷発行	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	社会福祉課	1	窓口での配布や市のホームページへの掲載に加え、関係機関にも必要に応じて配布したことで、広く周知が図れた。今後も継続して実施する。	A
			地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行った。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいを持って活動を継続できるよう、地域活動の育成・支援を行う。	出前講座の実施 136回(見込み)	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいを持って活動を継続できるよう、地域活動の育成・支援を行う。	介護福祉課	1	市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いことから、今後も継続して実施する。	A
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	・介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覧)) ・出前講座の実施 136回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護福祉課	1	今後も広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図る。	A
			子育て支援に関する情報の発信	子育て支援に関する情報をまとめたリーフレット等を作成し、窓口等に設置して市民に周知を図った。	継続	子育て応援ガイドブックの継続配布	子育て応援ガイドブックの継続配布 ウェルス幸手の子育て総合窓口、市民課(転入者)、検診時に配布	子育て応援ガイドブックの継続配布	こども支援課	1	2年分を見込み4,000部作成したため、在庫を配布している。在庫の状況を見て、今後、作成を検討する。	A
		(2) 福祉に関する学習機会の充実	認知症サポーターの養成	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮していくために、認知症に関する基礎的な知識を学び、地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成した。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数 2,040人(見込み)	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	介護福祉課	1	認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A
		(3) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	障害者差別解消法に係る研修等の実施	平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、市職員向け研修及び事業所向け説明会を実施する。	継続	職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回	・職員対応研修(新規採用職員対象) 職員11名参加 ・差別解消支援地域協議会の設置に向けて検討を行った。	・職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回 ・差別解消支援地域協議会の設置に向けて検討を進める。	社会福祉課	1	現在、埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会の設置にについて、自立支援協議会構成市町(蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)で検討が行われている(平成32年度末までに設置予定)。協議会設置後は、研修や説明会について、広域で取組を行う可能性もある。	A
		人権啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題の解決のために、人権啓発活動を行い、人権啓発の促進、人権意識の高揚を図る。 ・幸手市人権擁護委員と幸手駅前での啓発活動。 ・幸手市男女共同参画推進協議会委員と幸手市健康福祉まつりでの啓発活動。 ・HPと広報による人権啓発。 ・市職員、教職員、企業に対して研修会を実施。 ・人権啓発推進に係る企業訪問。 ・人権を守る市民のつどいに参加。	継続	・幸手市人権擁護委員と桜まつり、市民まつりの啓発活動(年2回) ・幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回) ・広報紙、HPによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発推進に係る企業訪問(年1回) ・人権を守る市民のつどいへの参加(年2回)	・幸手市人権擁護委員と桜まつり、市民まつりの啓発活動(年2回) ・幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回) ・広報紙、HPによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年4回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発推進に係る企業訪問(年1回) ・人権を守る市民のつどいへの参加(年3回)	・幸手市人権擁護委員と桜まつり、市民まつり等の啓発活動(年2回) ・幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回) ・広報紙、HPによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発推進に係る企業訪問(年1回) ・人権を守る市民のつどいへの参加(年2回)	人権推進課	1		A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			人権教育研修会「人権作文発表会」	人権問題を解決するために、指導者の資質向上を図るとともに、地域における人権教育の一層の推進に資するため、小・中学生による人権作文の発表と講演会を実施。	継続	人権作文発表会 参加目標人数 200名	人権作文発表会 参加人数 232名	人権作文発表会 参加目標人数 200名	社会教育課	1		
			幸手市企業「人権・同和問題研修会」	企業、職場内における人権・同和問題の意識の普及・高揚を図り、より積極的に人権問題に取り組み、同和問題を始めとする様々な人権問題の解決のために研修会を実施。	継続	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加目標人数 60名	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加人数 76名	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加目標人数 60名	社会教育課	2	参加人数の内訳を見ると、企業の参加人数が少ないので、開催時期や開催時間等の見直しを検討する必要がある。	B
		(4) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	継続	・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行(年1回)	・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行(年1回)	・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行(年1回)	人権推進課	1		A
	② 地域福祉を担う人材の確保	(1) ボランティア活動の推進	子育て応援まつりの共催	「幸手子育て支援ねっとわーく」による、子育て応援まつり実行委員会との共催による、子育て応援まつりの開催	継続	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちとの交流を図り親子で楽しめるイベントとして年1回開催	第13回 子育て応援まつり ウェルス幸手 12月9日開催 872人参加	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちとの交流を図り親子で楽しめるイベントとして年1回開催	こども支援課	1	ボランティア団体が主催し、地域の子育て中の親子との交流や、中学生のボランティア体験を通して次世代間交流も図れるため、継続して実施する。	A
		(2) 地域福祉の担い手の育成・支援	ファミリー・サポート・センター事業 スキルアップ講習会	外部講師による、ファミリー・サポート・センターの協力会員と両方会員を対象にした講習会	継続	年4回実施	年4回実施 「子どもの健康管理について」9名、「児童虐待と社会的養護」15名、「普通救命講習会」11名、「どうしたらいいの？気になる子どもの行動how to」15名	年4回実施 「食育」「けがの応急手当」「普通救命講習」「手作りおもちゃ」	こども支援課	1	子どもの特性や成長を踏まえた、専門的な研修等を行うことで、地域福祉の担い手を育成する。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(3) 市民の自主的活動・関係団体などへの支援	障がい者団体への支援	障がい者団体への支援を通じて、障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図る。	継続	・幸手市身体障害者福祉会・サークル青空への支援 ・彩の国ふれあいピック参加支援	・幸手市身体障害者福祉会研修会付添い(市バス利用)全3回 ・サークル青空研修会付添い(市バス利用)全2回	・幸手市身体障害者福祉会・サークル青空への支援 ・彩の国ふれあいピック参加支援	社会福祉課	1		市内の障がい者団体に対して支援を行うことで、障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図ることができた。今後も継続して実施する。	A
			地域介護予防活動支援事業(育成支援)	出前講座を通して、介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施した。	継続	介護予防に関する地域活動団体 37団体	介護予防に関する地域活動団体 37団体 介護予防サポーター 115人	介護予防に関する地域活動団体 38団体	介護福祉課	1		高齢者が地域の仲間と楽しく生きがいをもって介護予防活動を継続できるよう、高齢者の居場所づくりを推進し、活動を支援する地域ボランティア等の人材育成に努める。	A
			子育て応援サークル活動等助成事業	地域の子育て支援体制の充実のため、子育て家庭を応援する事業を企画実施する団体を公募し、審査して助成する。	継続	1団体30万円を上限に、団体数4団体	3団体に助成 258,100円	1団体30万円を上限に、予算の範囲内で補助する。	こども支援課	4			A
			各種関係団体への活動支援(補助金等)	青少年育成や文化活動など社会教育に関する活動を行う団体の活動に対し、助成を行った。	継続	補助金交付団体 10団体	補助金交付団体 10団体	補助金交付団体 10団体	社会教育課	2		団体構成員の高齢化に伴い、活動停止や解散する団体が増加しており、団体活動の後方支援がさらに求められる。	B
		(4) 専門的な人材の確保	介護人材の育成・確保	市内事業所の介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」へケアマネジメントの質の向上を目的とした研修を実施する。また、医療職をめざす学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受け入れる。	継続	研修の実施及び地域実習の受入れ	研修の実施 2回 地域実習の受入れ 4校	研修の実施及び地域実習の受入れ	介護福祉課	1		「幸手市介護支援専門員連絡協議会」は主に幸手市内の居宅介護支援事業所が加入しているが、近隣市町の事業所と契約する利用者も増えていることから、協議会に対してだけでなく、幸手市の利用者が多い市外事業所への情報提供等の検討が今後必要である。また学生に対し、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域での実習を通して介護・保健・医療・福祉分野の理解がより深まるよう支援する。	A
			生涯学習推進事業	「さって市民生きがい教授」制度により、各指導者、講師の登録及び市民への紹介を行う。	継続	生きがい教授制度の市HPによる周知及び窓口等での相談対応の実施	市民からの相談 5件(うち指導者紹介1件) 指導者登録 新規1件	・生きがい教授制度の市HPによる周知及び窓口等での相談対応の実施 ・指導者の登録更新	社会教育課	2		制度が市民に十分周知されていないため、制度運用について見直しが必要である。	B
		(5) 社会福祉協議会への支援の充実	幸手市社会福祉協議会運営費補助事業	地域福祉の中核となる幸手市社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため運営費(人件費相当分)に対する補助金を交付する。	継続	補助額 38,543,000円(職員5名、臨時1名)	補助額 42,020,000円(職員5名、臨時等2名)	補助額 38,718,000円(職員4名、臨時等2名)	社会福祉課	1		地域福祉の中核として事業を積極的に行っており、安定した経営が図られたことから、継続実施する。	A
			社会福祉協議会への職員の派遣及び受け入れ	幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、社会福祉協議会へ職員を派遣する。また、社会福祉協議会職員を実務研修として幸手市に受け入れる。	継続	職員派遣人数 2名 職員受入人数 1名	職員派遣人数 2名 職員受入人数 1名	職員派遣人数 2名	庶務課	1		相互に職員を派遣することで、それぞれの業務に対する知識習得が図られた。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
II 支え合いのある地域づくり	① 地域で支え合うコミュニティの創出	(1) コミュニティ意識の醸成	行政区長会への情報提供事業	区長会の総会・役員会を通して、各行政区と連携し、自治活動の増進を図る。	継続	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会役員会において、市政に関する周知報告を行なうことができた。また、区長会が主催した講演会には955人が参加した。	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	市民協働課	1	区長会役員会において、市政に関する周知報告を行なうことができたほか、地区別区長会議等により地区内の連携を深めることができたことから、継続し実施する。	A	
			地区市民センター管理運営事業	地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。	継続	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	市民との協働を推進する拠点として、各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、また、地域の市民活動に関わることで、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を進めていくことができた。	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	市民協働課	2	各種証明書の発行や各種届出受付業務などを行い、地域の市民活動に参加することで情報収集と発信、相談を行い、地域づくりの支援が図れたため継続して実施する。	A	
			市民との協働体制整備事業	市民との協働推進について更なる体制整備を図るため、協働事業推進協力報償金を各行政区に支給する。	継続	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力団体数104	各行政区に報償金を支給し、協働推進と体制整備を図ることができた。 ※協力団体数104	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力団体数104	市民協働課	2	市及び関係機関の発行物の配布、地域の課題解決のための市との協働が推進できたため、継続して実施する。	A	
			スーパー健康長寿サポーター健康長寿サポーター養成講座	埼玉県で実施している健康長寿埼玉プロジェクト「健康長寿サポーター事業」に基づき、「スーパー健康長寿サポーター」の認定を受けたサポーターと協働して「健康長寿サポーター」の養成を実施し、健康づくりの啓発を行っている。	継続	・新たなスーパー健康長寿サポーター認定数2人(平成30年度 計17人が認定) ・スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施2回 ・健康福祉まつりでの健康づくりの協力、啓発実施(ロコトレ、骨粗しょう症予防)	・新たなスーパー健康長寿サポーター認定数2人 ・スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施2回 ・健康福祉まつりでの健康づくりの協力、啓発実施(ロコトレ、骨粗しょう症予防)	・新たなスーパー健康長寿サポーター認定数2人(平成30年度 計17人が認定) ・スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施2回 ・健康福祉まつりでの健康づくりの協力、啓発実施(ロコトレ、骨粗しょう症予防)	健康増進課	1	今後も健康長寿のための「スーパー健康長寿サポーター」と協働して健康づくりを行っていく。	A	
			地域福祉ネットワークの構築	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの構築	「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築し、地域全体で支援が必要な人を見守る体制の確立と、効果的な支援に努める。	継続	・幸手市高齢者・障害者地域見守りネットワーク全体会を開催 全1回 ・広報紙を通じて周知・啓発活動を行う。	・幸手市高齢者・障害者地域見守りネットワーク全体会を開催し、登録事業所に対して研修・情報提供を行った。 ・広報紙にて周知・啓発活動を行った。	・幸手市高齢者・障害者地域見守りネットワーク全体会を開催 全1回 ・広報紙を通じて周知・啓発活動を行う。	社会福祉課	1	幸手市高齢者・障害者地域見守りネットワークを構築し、定期的な会議や周知・啓発活動を行うことにより、地域全体で支援が必要な人を見守る体制を確立できている。今後も継続して実施する。	A
				幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築し、地域全体で支援が必要な人を見守る体制の確立と、効果的な支援に努める。	継続	関係機関 150事業所	関係機関 149事業所	関係機関 155事業所	介護福祉課	1	関係機関の連携をさらに強化し、地域における見守り支援体制の充実を図る。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(5) 住民の支え合い活動の促進	幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費補助事業	民生委員・児童委員の地域における福祉活動を支援するため、事業運営費を補助する。	継続	補助額 8,187,000円	補助額 8,187,000円	補助額 7,832,000円	社会福祉課	1	地域福祉の担い手として活動が円滑に実施されたことから、継続実施する。	A
			コミュニティ連携推進事業	クリーン作戦、市民まつりなどの機会を通して、地域における支え合い活動の普及啓発及び地域での助け合い活動などを推進する。	継続	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	大島新田クリーン作戦における参加人数556人、行幸湖クリーン作戦における参加人数742人であり、市民と協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などが推進された。	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	市民協働課	1	クリーン作戦や花いっぱい運動を通じて、市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などが推進されたことから、継続し実施する。また、市民まつりなど、活動の機会を増やしていく。	A
	② 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	地域活動支援センターの充実強化	障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流促進の機会の提供などを行う地域活動支援センターを充実強化する。	継続	市内の地域活動支援センターの充実強化	運営費補助金を交付し、支援を行った。	市内の地域活動支援センターの充実強化	社会福祉課	1	市内の地域活動支援センターに補助金を交付し、安定した運営と内容の充実強化のための支援を行うことができた。今後も継続していく。	A
空き店舗・既存ストック活用事業(実施主体:幸手市商工会)			空き店舗を活用した展示スペースのあるギャラリーを、各種団体等に利用いただくことにより、中心市街地のにぎわいと交流の場とする。	継続	実施主体である商工会と連携し、多くの団体等に利用してもらうことで、稼働率向上を図り、中心市街地の集客と交流を促進することで、にぎわいのあるまちづくりを推進する。	展示会等を開催することにより、中心市街地への集客、にぎわいをつくることのできた。	実施主体である商工会と連携し、多くの団体等に利用してもらうことで、稼働率向上を図り、中心市街地の集客と交流を促進することで、にぎわいのあるまちづくりを推進する。	商工観光課	2	近年、建物の老朽化により修繕が必要な箇所が発生しているため、優先度の高い部分について修繕を施すことで利用価値を高め、稼働率向上を図りたい。	B	
お話し会			ボランティア3団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施する。香日向分館は図書館スタッフにより実施する。	継続	実施回数90回 参加者総数 1,500人	実施回数82回 参加者総数1,224人(平成31年2月15日現在)	実施回数90回 参加者総数 1,500人	社会教育課	1	参加者数の少ない団体があるため、開催内容等の見直しをする必要がある。	A	
(2) 公共施設などの活用		各種団体による保健福祉総合センターの施設利用	保健福祉総合センター(ウェルス幸手)の会議室等の利用により市民活動の支援を行った。	継続	年間利用団体数(延件数) 510団体	年間利用団体数(延件数) 523団体(1月末現在)	年間利用団体数(延件数) 550団体	社会福祉課	1	多くの団体が継続して利用しており、利用環境の理解が進んでいることから継続実施する。	A	
		老人福祉センター	地域の高齢者の生きがいや交流の場として整備した。	継続	利用者数 23,000人	利用者数 22,500人(見込)	利用者数 23,000人	介護福祉課	1	高齢社会に対応するため、健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催や、老人クラブ活動の強化等ソフト面での充実を図るとともに、既存の施設を最大限に活用できる施策を検討する。	A	
		学校体育施設開放事業	地域住民に身近な学校体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。	継続	利用者数 80,000人	利用者数 82,864人(前年度実績)	利用者数 84,000人	社会教育課	1		A	
		市民文化体育館管理運営事業	市民のスポーツ・文化の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 275,000人	利用者数 270,754人(前年度実績)	年間利用者数 280,000人	社会教育課	1		A	
		武道館管理運営事業	武道の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 32,000人	利用者数 31,570人(前年度実績)	年間利用者数 33,000人	社会教育課	1		A	
		体育施設管理運営事業	B&G海洋センター、幸手総合公園野球場、庭球場、陸上グラウンド、神扇グラウンドにおいて、市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 B&G海洋センター 17,000人 野球場 23,000人 庭球場 17,000人 陸上グラウンド 33,000人	年間利用者数(前年度実績) B&G海洋センター 16,321人 野球場 22,660人 庭球場 16,774人 陸上グラウンド 32,115人	年間利用者数 B&G海洋センター 18,000人 野球場 24,000人 庭球場 18,000人 陸上グラウンド 34,000人	社会教育課	1		A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進	図書館講座(児童向け・一般向け)	図書館を利用する子供から大人まで、幅広い年代のニーズに合った講座を開催する。	継続	実施回数 13回 参加者総数 180人	実施回数 14回 参加者総数 286人	実施回数 16回 参加者総数 200人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動をさらに充実する必要がある。	B
			公民館講座	市民の学習要求に応えるために、各公民館でさまざまな世代を対象にした講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。	継続	26講座	29講座 参加者 1,958人(延べ人数)	26講座	社会教育課	2	市民の講座への参加意欲を高めるために、アンケートを実施して市民の学習要求を把握する必要がある。	B
			スポーツ推進事業	高齢者スポーツ教室や委託スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康づくりやコミュニティ活動の促進を図る。	継続	高齢者スポーツ教室 参加者数 30人 委託スポーツ教室 参加者数 500人	(前年度実績) 高齢者スポーツ教室 参加者数 28人 委託スポーツ教室 参加者数 8教室 延べ466人	高齢者スポーツ教室 参加者数 40人 委託スポーツ教室 参加者数 550人	社会教育課	1		A
			文化祭	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。	継続	文化祭参加者数 13,000人	文化祭参加者数 12,802人	文化祭参加者数 13,200人	社会教育課	2	参加者及び観覧者の満足度向上のため、アンケート等を実施し、さらに充実した文化祭を開催する必要がある。	B
			さくらマラソン大会事業	桜の開花時期となる4月の第1日曜日にマラソン大会を実施している。メインとなる10マイルコースは、権現堂堤や菜の花畑を走り抜けるコースを設定しており、楽しく参加できる。その他のコースとして、3kmの中学生部門、2kmの小学生部門、一般部門、ファミリー部門を設けている。	継続	参加者数 3,800人	参加者数 3,794人	参加者数 3,900人	社会教育課	1		A
			市民体育大会	市民体育大会は、地区大会と種目別大会の2部制で実施しており、地区大会は地域コミュニティの推進を図るとともに、市民の健康増進、体力向上と地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。	継続	市民体育大会地区 大会参加者数 8,000人	市民体育大会地区 大会参加者数 7,715人 (1地区、荒天により中止)	市民体育大会地区 大会参加者数 9,000人	社会教育課	2	地区大会において、少子化により子どもの参加が少なくなっている地区があり、競技種目等の工夫が必要である。	B
		(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	継続	手話奉仕員養成講座(入門・レベルアップ)を実施 ※社会福祉協議会に委託	・手話奉仕員養成講座(入門)全22回(1回2時間)実施 27名修了 ・手話奉仕員養成講座(レベルアップ)全12回(1回2時間)8名参加	手話奉仕員養成講座(基礎)を実施 ※社会福祉協議会に委託	社会福祉課	1	毎年継続して講座を実施することで、手話奉仕員の登録者数を増やすことができています。今後も継続していくことで、より多くの人に手話技術を身につけてもらい、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援する。	A
			老人クラブ活動の支援	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援した。	継続	老人クラブ数 28クラブ 会員数 995人	老人クラブ数 26クラブ 会員数 928人	老人クラブ数 28クラブ 会員数 995人	介護福祉課	2	クラブ数及び会員数が減少しているため、老人クラブ活動の周知を図り、地域において入会・活動しやすい雰囲気づくりと魅力あるクラブづくりを支援する。	B
			生涯学習推進事業	さって市民生きがい教授制度の普及・啓発	継続	さって市民生きがい教授制度の普及・啓発	さって市民生きがい教授制度の紹介(相談、PTA団体等)	さって市民生きがい教授制度の指導者更新・啓発	社会教育課	2	指導者情報は市HPIにて掲載しているが、市民の認知が低く十分活用されていない。平成31年度に指導者登録の更新があるので、制度の周知について再検討したい。	B
		(5) 就労に向けた支援の充実	障がいのある人への就労支援	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	継続	幸手障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	平成30年度末 登録者数230人 就労者数110人 ※平成14年度からの累計	幸手障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	社会福祉課	1	多くの障がいのある人が就職及び就労定着を行うことができた。今後も継続して実施する。	A
			シルバー人材センターの活用	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいづくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援した。	継続	登録者数 370人 延べ就業者数 41,800人	登録者数 380人 延べ就業者数 37,755人(1月末現在)	登録者数 375人 延べ就業者数 42,000人	介護福祉課	1	高齢者の就業及び生きがいづくりの創出のため、高齢者のニーズにあった職域の開拓や働きやすい環境づくりのための支援を行う。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			子育て世代の女性の就労支援	子育てと就労の両立を支援するため、主に小学校就学前の子どもがいる母の再就職を支援するセミナーや座談会を実施する。	継続	再就職セミナー 4回開催 専門相談 4回開催 座談会 2回開催	再就職セミナー 4回開催 延べ28人参加 専門相談 4回開催 延べ8人参加 座談会 2回開催 延べ31人参加	再就職セミナー 4回開催 専門相談 4回開催 座談会 2回開催	こども支援課	1	参加した方のアフターフォローや就職者数をどうやって増加させていくか。また、預かり施設の拡充が課題となる。	A
			就職支援セミナー	春日部ハローワークとの共催により、月1回程度の就職支援セミナーを開催する。	継続	就職活動の支援を実施することにより、雇用機会の拡大を図る。	地元でセミナーを開催することにより、セミナー参加機会を促進し、雇用機会の拡大を図ることが出来た。	就職活動の支援を実施することにより、雇用機会の拡大を図る。	商工観光課	1	今後も実施内容を検討しつつ、ハローワークと連携を図りながら、継続して実施していきたい。また、幸手市ふるさとハローワークが設置されたことから、更なる就労支援の充実を図りたい。	A
	③ 要援護者への対応の推進	(1) 見守り・声かけ活動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域で孤立リスクの高い高齢者等の見守り・声かけ活動を行う。	継続	—	年間見守り・声かけ件数 6,004件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均71件(延べ件数)	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう、市として必要な支援を行う。	社会福祉課	1	定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施する。	A
民生委員・児童委員による高齢者世帯訪問等運動			高齢者の交通事故の防止と犯罪の抑止等を図るため、民生委員・児童委員が交通事故防止、防犯及び悪質商法による被害の防止を地域で呼びかける運動を行う。	継続	—	年間見守り・声かけ件数4,678件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均63件(延べ件数)	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	社会福祉課	1	高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行うことにより、交通安全・防犯意識等の普及及び高揚を図ることができたため、今後も継続的に実施する。	A	
幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク			認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に見出し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築した。	継続	関係機関 150事業所	関係機関 149事業所	関係機関 155事業所	介護福祉課	1	関係機関の連携をさらに強化し、地域における見守り支援体制の充実を図る。	A	
(2) 虐待などの早期発見と支援		障がいのある人の虐待防止	幸手市障害者虐待防止センターにおいて虐待防止に対する啓発及び早期発見・早期対応を行う。	継続	虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする	・各種研修を通じて職員理解を深めることができた。(受講回数 全3回) ・虐待通報に対し適切な対応を行うことができた。	・虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする。 ・住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める。	社会福祉課	1	虐待に対し適切な対応を行うことができた。今後は、広報等を通じて、虐待防止に対する意識の啓発に努めていく。	A	
高齢者の虐待防止		地域包括支援センターや警察署等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に向けた取り組みを行った。	継続	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	相談件数 延べ18件	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	介護福祉課	1	市民に対して相談窓口の周知徹底を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を図る。また、事例を把握した場合には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し、対応する。	A		
要保護児童対策地域協議会による連絡体制の確保	児童虐待等により、見守りが特に必要とされる児童について、関係機関による見守り体制、情報共有、対策等について定期的に実務者会議を開催し、意見交換を行った。	継続	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 4回	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	こども支援課	1	要対協ケースとして登録されている全ケースを毎月報告することとし、見守り体制の充実を図れたことから、継続して実施する。	A			

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			虐待などの早期発見と支援事業	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	継続	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	相談件数 20件(見込み) ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する。	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	人権推進課	1		A
		(3) ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童及び養育している方に対し保険医療にかかった医療費の自己負担額について支給した。	継続	—	対象者 1,069人 支給件数 11,699件 支給総額 29,832,663円	対象者 1,037人 支給件数 11,348件 支給総額 28,781,940円	こども支援課	1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図れたことから、継続して実施する。	A
			児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害がある方に手当を支給した。	継続	—	対象者 451人 支給件数 1,206件 支給総額 185,078,140円	対象者 451人 支給件数 1,101件 支給総額 193,865,000円	こども支援課	1	家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進が図れたことから、継続して実施する。	A
		(4) 障がいのある人・児童への支援の充実	障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人や障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた必要なサービスを提供する。	継続	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人の状況に応じたサービスを提供できた ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実を図った	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	社会福祉課	1	障がいの程度に応じたサービス提供や経済的支援を行うことができた。今後も継続して実施する。	A
			障害児保育	保護者の就労等により、保育所で保育を受ける必要がある集団生活が可能な障がい児を、公立保育所において保育を行う。	継続	障がい児に対して、障害児保育を実施する	障害児保育の入所児 第三保育所 4名(4月時点)	障がい児に対して、障害児保育を実施する	こども支援課	1	今後は、保育時間の拡大や、対応する保育士の資質向上のため、障害児保育に関する各機関が実施する研修会に積極的な参加を促す。	A
		(5) 不登校児童・生徒などへの支援	教育相談事業	不登校児童・生徒が早期に学校復帰できるよう、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなニーズに応じた支援を行う。	継続	心すこやか支援室の充実や中学校配置のさわやか相談員、スクールカウンセラーの活用により、100人あたりの不登校児童・生徒数を小学校で0.1、中学校で2.0とする。	100人あたりの不登校児童・生徒数が、小学校では0.3、中学校では3.1であった。	継続して相談事業を実施することにより、100人あたりの不登校児童・生徒数を小学校で0.2、中学校で2.0とする。	指導課	3	心すこやか支援室を開設、中学校へのさわやか相談員、スクールカウンセラーの配置等、相談体制を充実させ、不登校児童・生徒の学校復帰を図ってきた。これまでも学校(担任等)、支援室等と家庭との連携を図ってきたが、今後さらに連携を深める必要がある。	C



施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	青少年健全育成事業	青少年育成推進員による非行防止パトロール、街頭キャンペーンによる啓発活動、研修会等の実施。青少年問題協議会の開催。	継続	非行防止パトロール年3回実施 街頭キャンペーン年1回実施 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール年3回実施 街頭キャンペーン年1回実施 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール年3回実施 街頭キャンペーン年1回実施 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	社会教育課	1	青少年の夜間徘徊等の問題は現時点では把握していない。引き続き、青少年育成推進員によるパトロール活動を行い、青少年の安全安心な環境整備に努めたい。青少年問題協議会では、関係団体との情報共有を果たしている。	A
		(7) 生活困窮者などへの自立支援	生活困窮者自立相談事業	平成27年度から生活困窮者自立支援法の必須事業として、生活困窮者からの相談を受け、関係機関と連携しながら、自立に向けて必要な支援を行っている。	継続	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談支援を行う。	平成31年1月末現在相談受付件数 56件 支援計画作成件数 3件	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談支援を行う。	社会福祉課	2	今後も事業の普及・啓発に努め、各関係機関との連携を密にしながら、生活困窮者からの相談、その後の支援体制を確保していく必要がある。	B
			子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯の中学生及び高校生、並びに生活困窮世帯(就学援助受給世帯)の中学3年生を対象に学習支援教室や家庭訪問等を行うことで、進学、進級、就労に向けた支援を行う。	継続	生活保護受給世帯、生活困窮世帯における中学生の進学、並びに生活保護受給世帯の高校生の進学、就労に向けた支援を行う。	学習支援教室参加者数(平成31年1月末現在) 中学生 延べ207人、高校生62人	生活保護受給世帯や生活困窮世帯における中学生の進学、並びに高校生の進学、就労に向けた支援を行う。	社会福祉課	2	平成29年度から事業を拡大し、生活困窮世帯の中学3年生を対象とした。生活困窮世帯の教室参加は、7月の就学援助決定を待って募集することになることから、中学校長への直接説明、広報紙による募集を行なったが、ほとんどの生徒が夏休み(8月)からの事業参加となった。部活などもあり、4月～7月の4か月の支援ができないことが多く、今後の事業参加の募集方法について検討する必要がある。	B
			就労相談支援事業	生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労による自立に向けた相談支援を行う。	継続	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象に就労による自立に向けた相談支援を行う。	平成31年1月末現在相談受付件数 延べ510人	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象に就労による自立に向けた相談支援を行う。	社会福祉課	1	ふるさとハローワークやハローワーク春日部等の各関係機関との連携を密にしながら、今後も生活保護受給者や生活困窮者が就労により自立できるよう、相談支援体制を確保していく必要がある。	A
		(8) セクハラ・DV対策の推進	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、住民基本台帳法に基づく、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申出により、加害者とされている者からの当該被害者に係る請求については、原則「不当な目的によることが明らか等」として、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、これを拒むこととするものである。	継続	—	支援措置受付件数 ①幸手市で受付 9人 ②他の自治体で受付 66人	—	市民課	1	当該事業に係る相談支援との連携の強化及び協力体制の確立	A	
			セクハラ・DV被害者における相談支援事業	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。幸手市人権擁護委員による人権相談所を年13回実施する。	継続	・セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。 ・幸手市人権擁護委員による人権相談所を年13回実施する。	相談件数20件(見込件数) ※虐待の相談件数と重複 ・幸手市人権擁護委員による相談所を年13回実施。 相談件数10件(人権相談3月分を除く)	・セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。 ・幸手市人権擁護委員による人権相談所を年13回実施する。	人権推進課	1		A
		(9) 居住外国人への支援の推進	多文化共生推進事業	外国人住民に対し地域の生活ルールや生活相談に応じる	継続	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じての学習活動やイベントなどの交流活動を行ない、地域の多文化共生を推進することができた。	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	市民協働課	2	日本語教室における地域の多文化共生は推進することが出来たが、多文化共生キーパーソンによる地域の外国人住民に対する生活相談からの多文化共生の地域づくりは整備が不十分であることが課題である。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
III 地域福祉の基盤づくり	① 身近な相談・支援の推進	(1) 地域包括ケアシステムの整備	地域包括支援センターの機能強化	地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置している。	継続	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	介護福祉課	1	今後支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努める。	A	
			生活支援コーディネートの取組の推進	生活支援体制の充実	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報の共有・連携強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を行った。	継続	生活支援コーディネーターの配置 4人	生活支援コーディネーターの配置 3人 生活支援体制整備推進協議会の開催 1回	生活支援コーディネーターの配置 4人	介護福祉課	2	地域共生社会の構築に向けて、今後も分野を超えた協議が必要である。	B
			総合的な相談体制の整備	相談体制の充実	高齢者福祉に関する相談を、保健福祉総合センターや地域包括支援センター窓口による対応を中心に、電話や訪問による相談を実施した。	継続	地域包括支援センターの総合相談件数 14,465件	地域包括支援センターの総合相談件数 13,060件(平成30年12月末現在)	地域包括支援センターの総合相談件数 14,707件	介護福祉課	1	引き続き365日総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談体制の充実を図る。また、相談支援が必要な人が、適切な窓口で相談を受けることができるよう、関係機関との連携を強化する。	A
				家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して生じる種々の児童問題の解決を図るため、家庭児童相談員を配置し、相談・指導を行った。	継続	—	相談受付件数 326件	相談受付件数 367件	こども支援課	1	核家族化等が進行するなか、関係機関と連携を取り対応したため、本人・家族の精神的援助を図れたことから、継続して実施する。	A
				子育て総合窓口運営事業	こども支援課と健康増進課の間に「子育て総合窓口」を設置し、保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーターを配置して相談対応、各種申請受付を行った。(こども支援課は保育コンシェルジュに係る分)	継続	保育コンシェルジュ分 相談受付件数 2,650件	保育所や幼稚園に関する入所や制度の説明や、子育てに関する心配ごとなどの相談に対応した。平成31年1月末時点の相談件数 2,332件	保育コンシェルジュ分 相談受付件数 2,700件	こども支援課	1	保育所の入所希望が増える中、早期から入所相談に応じることで保護者の不安を解消し、スムーズに手続きが出来るようアドバイスすることができた。	A
			(4) 分野別の相談支援の充実	障がいのある人への相談支援の充実	障がいのある人が相談でき、必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	継続	障がいのある人の相談支援体制を確保する	・相談支援事業を委託により実施(3市2町共同で3ヶ所設置) ・基幹相談支援センターを設置(3市2町共同で1ヶ所設置)	障がいのある人の相談支援体制を確保する	社会福祉課	1	平成30年度より新たに基幹相談支援センターが設置された。今後は、基幹相談センターを中心に相談支援体制の強化や、地域課題解決への取り組みを推進する。	A
				介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、保険者との橋渡し役として利用者や介護サービス事業者からの相談を受ける。	継続	介護相談員派遣の実施	相談件数 施設 940件 在宅 240件	介護相談員派遣の実施	介護福祉課	1	介護相談員事業の対象者のうち、在宅の方は要介護認定の認定調査と勘違いする場合がある。介護相談員事業そのものについても広報などで周知を図る。そして、事業を通して、介護保険制度の理解につなげ、また、利用者や事業者からの相談等に対し、県や埼玉県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連携し、事業者の協力を求めながら、適切な対応に努める。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			健康に関する相談事業	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談事業	継続	健康相談12回、食生活相談12回、母子健康相談28回、乳幼児発達相談12回、心理相談(母子)12回、こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問)、子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康相談12回 延べ45人、食生活相談12回 延べ33人、母子健康相談28回 延べ687人、乳幼児発達相談12回 延べ105人、心理相談(母子)12回 延べ31人、こころの相談 来所 延べ15人、電話 延べ27人、家庭訪問 48人、子育て総合窓口(母子保健型) 延べ1,482人	健康相談12回、食生活相談12回、母子健康相談25回、乳幼児発達相談12回、心理相談(母子)12回、こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問)、子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康増進課	1	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談の機会として、今後も継続していく。	A	
②	保健・医療・福祉の連携の推進	(1)	健康づくり・介護予防の取組の推進	一般介護予防事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発を行ったり、出前講座を通して地域活動団体の育成・支援を実施した。	継続	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通して普及啓発を行う。	認知症予防教室の開催数25回 延べ参加人数553人 出前講座開催数136回(見込み)	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通して普及啓発を行う。	介護福祉課	1	団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者人口の増加が見込まれる中、今後の介護予防のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身機能の改善だけを目指すのではなく、要介護状態等に至っていない高齢者に対し、地域の中に社会参加できる場を創出することによって、介護予防に繋げていく取り組みを推進することが必要とされる。	A
			健康日本21幸手計画(第2次)/健康日本21幸手計画(第3次)・幸手市食育推進計画の推進	乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、「健康日本21幸手計画(第2次)」「健康日本21幸手計画(第3次)」で各施策の目標を設置し、達成状況の評価を実施している。	継続	○健康日本21幸手計画推進会議 年3回 ・第2次計画の最終評価 ・第3次計画策定に向けた検討 ○重点目標に沿い、健(検)診や健康教室などの事業を実施	○健康日本21幸手計画推進会議 3回実施。 ・第2次計画の最終評価:達成または改善60%、変化なし15%、悪化25% ・平成31年度から平成35年度を期間とする第3次計画の策定、3月に公表予定 ○第2次計画の各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を実施した。 ・第3次計画策定に向けた検討 ○重点目標に沿い、健(検)診や健康教室などの事業を実施	○健康日本21幸手計画推進会議 年4回 ・第3次計画各施策目標の達成に向けて、当該年度の進捗評価 ・自殺対策計画策定に向けた検討 ○重点目標に沿い、健(検)診や健康教室などの事業を実施 ○重点目標に沿い、健(検)診や健康教室などの事業を実施	健康増進課	1	策定した第3次計画の施策目標の達成に向け、具体的取り組みの推進と進捗状況の管理・評価を実施していく。	A	
		(2)	認知症対策の推進	相談支援体制の充実	認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針の検討を実施した。	継続	地域ケア会議の開催 10回	地域ケア会議の開催 13回(1月末現在)	地域ケア会議の開催 15回	介護福祉課	1	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図る。また、地域ケア会議を開催して、多職種連携による相談支援体制を推進する。	A
			オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で孤立を防ぐための支援を実施した。	継続	開催回数 2回 参加者数 20人	開催回数 2回 参加者数 25人 (1月末現在)	開催回数 4回 参加者数 40人	介護福祉課	1	地域の方の認知症に対する理解を促し、介護家族の心理的負担の軽減を図る。	A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発	認知症の方が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮していくために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施した。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数 2,040人(見込み)	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	介護福祉課	1	認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A
			早期発見・早期治療への取り組み	幸手市医師会の協力のもと「市内における認知症の早期診断・治療体制」を広報した。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行った。	継続	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	介護福祉課	1	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。	A
		(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	障がいのある人に対する保健・医療・福祉の適切な提供	障がいのある人の心身の健康維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療・福祉を適切に提供する。	継続	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減することができた。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	社会福祉課	1	今後も保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。	A
			自立支援型地域ケア会議	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものになっているか、専門的視点を有する多職種を交えた会議を行い、個別支援の充実や地域課題の把握、検討を行った。	継続	ケアプラン指導 12回 24件	ケアプラン指導 12回 24件	ケアプラン指導 12回 24件	介護福祉課	1	ケアプラン指導を兼ねた多職種による地域ケア会議を定期的開催し、自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように支援し、さらなる個別支援の充実を努める。	A
			日本保健医療大学との連携	日本保健医療大学が実施する公開講座の後援 日本保健医療大学教授等による幸手市健康保健事業に係る有識者会議(健康マイレージ・骨粗しょう症対策等)有識者、健康日本21幸手計画推進委員として健康増進事業に関する協力	継続	・日本保健医療大学公開講座への協力 ・幸手市健康保健事業に係る有識者会議(健康マイレージ事業・骨粗しょう症対策)有識者2名 ・健康日本21幸手計画推進委員1名協力 ・健康福祉まつり学生ボランティア協力	○日本保健医療大学 第12回公開講座「～未来につなぐ幸せの手～つたえよう つながろう 世代と世代」 開催日：平成30年12月8日 場所：日本保健医療大学 幸手南キャンパス ○幸手市健康保健事業に係る有識者会議(健康マイレージ事業・骨粗しょう症対策)事業運営、評価に対する助言 有識者2人 会議2回 ○健康日本21幸手計画推進委員1名 会議3回 ○健康福祉まつり学生ボランティア「やってみよう！心肺蘇生」コーナー	・日本保健医療大学公開講座への協力 ・幸手市健康保健事業に係る有識者会議(健康マイレージ事業・骨粗しょう症対策)有識者2名 ・健康日本21幸手計画推進委員1名協力 ・健康福祉まつり学生ボランティア協力	健康増進課	1	平成30年度から開始した健康マイレージ事業や骨粗しょう症予防対策について効果的な事業展開を行うため助言を受けて実施している。その他、市民の健康につながる取り組みについて連携し、実施していく。	A
		(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	在宅医療・介護連携推進事業	杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点を中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進した。	継続	研修会の開催 8回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 10回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談17箇所	研修会の開催 9回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 10回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談17箇所	研修会の開催 8回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 10回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談17箇所	介護福祉課	1	今後も医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備する。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
③	福祉サービス及びの充実	(5) 地域医療体制の充実	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会及び地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会に参加し、利根保健医療圏各市町(幸手市、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町)と地域医療に関する協議及び「とねっと」を実施する。	継続	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数3,600人	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会 総会2回、作業部会3回、行政会議7回 ○「とねっと」の普及啓発、広報さつて4月号、市HP、健康環境カレンダー掲載 ○「とねっと」参加者数3,677人(平成31年1月末現在)	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数3,900人	健康増進課	1	協議会を通じた連携体制を継続し、今後も市民への普及活動に取り組む。	A
			地域医療体制の充実	医師会、杉戸町との連携により、在宅当番医(休日診療)、冬期小児休日診療、冬期休日夜間診療を実施する。連絡会の実施により、地域の保健医療に関する情報を共有し、連携体制の強化を図る。	継続	①在宅当番医(休日診療)の実施(73日間) ②冬期小児休日診療の実施(14日間) ③冬期休日夜間診療の実施(22日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	①73日間(年間の日曜・祝祭日 9時~12時) ②14日間(12月末~3月中旬年末年始除く日曜・祝祭日 9時~12時) ③22日間(12月~3月中旬日曜・祝祭日 19時~22時) ④各1回実施	①在宅当番医(休日診療)の実施(77日間) ②冬期小児休日診療の実施(16日間) ③冬期休日夜間診療の実施(24日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	健康増進課	1	在宅当番医のみでなく、インフルエンザ等の感染症が増加する冬期に小児休日診療と休日夜間診療を実施し、初期診療体制の充実と二次救急医療機関の負担軽減を図っている。今後も継続できるよう医師会及び北葛北部医師会構成市町の杉戸町と調整しながら実施する。	A
		(1) 福祉サービス情報提供の充実	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷発行	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	社会福祉課	1	窓口での配布や市のホームページへの掲載に加え、関係機関にも必要に応じて配布したことで、広く周知が図れた。今後も継続して実施する。	A
		地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行った。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	出前講座の実施 136回(見込み)	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	介護福祉課	1	市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いことから、今後も継続して実施する。	A	
		情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覽)) 出前講座の実施 136回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護福祉課	1	サービス提供事業所の開設等について随時、リーフレットやホームページの改正を行った。今後も広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図る。	A	
		広報紙・市ホームページへの福祉に関する記事掲載	広報紙、市ホームページ等に子育て支援センターや保育所、児童館等で開催する乳幼児、保護者向けの事業をお知らせした。	継続	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	こども支援課	1	今後も事業の開催予定をタイムリーにお知らせしていく。	A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	障がいのある人・障がいのある児童に対する福祉サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、また、障がいのある児童が身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。	継続	・障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。 ・障がいのある児童に障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人に応じた適切なサービスを提供できた	・障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。 ・障がいのある児童に障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	社会福祉課	1	ニーズや特性に応じた適切なサービスを提供することができた。今後も継続して実施する。	A
			緊急時連絡システム	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を実施した。	継続	実利用者数 70人	実利用者数 66人	実利用者数 70人	介護福祉課	1	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高く、事業内容を見直しつつ、適切な支援を行っていく。	A
			紙おむつ支給事業	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排泄の介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するために紙おむつの支給を実施した。	継続	実利用者数 230人 延べ受給者数 1,913人	実利用者数 234人 延べ受給者数 1,906人	実利用者数 240人 延べ受給者数 2,007人	介護福祉課	1	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施する。	A
			介護サービス利用料の軽減	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図る。	継続	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業(平成31年2月末現在) 年度末認定者数160人 事業費 1,962,055円	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	介護福祉課	1	高齢化が進む中で低所得者も増加が見込まれるため、要介護認定結果とともに案内をするなど、今後も利用者への制度の周知に努める。	A
			ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる相互援助活動事業	継続	—	援助件数2,033件 依頼会員404 協力会員93 両方会員69	援助件数2,100件 依頼会員410 協力会員95 両方会員70	こども支援課	1	依頼会員の増加に伴い、援助を行う協力会員の獲得をしていく。	A
			保育所運営事業	保護者の就労形態による保育ニーズに対応するとともに、公立・私立の保育所を運営していく。	継続	公立私立保育所の運営	市内公立私立保育所の入所児童数(4月1日時点) 公立保育所 299人 私立保育所 155人	公立私立保育所の運営	こども支援課	1	保育所のニーズが増加していることで、平成31年4月に新規の私立保育所が開設する。今後も、推移を見守り計画的に整備を行う必要がある。	A
		(3) 福祉サービスの質の向上	介護サービス事業者との連携	介護サービスの質の向上のため、介護保険制度の説明・周知等をする介護サービス事業者連絡会を開催する。	継続	サービス事業者連絡会の開催	介護サービス事業者連絡会の開催 3回	サービス事業者連絡会の開催	介護福祉課	1	まず、認知症対応型共同生活介護事業所の連絡会を開始したので、今後その他のサービス事業者も含めた連絡会の開催を実施、介護保険制度の説明・周知を図り、保険者及び事業者間同士の連携及び質の向上に努める。	A
			サービス事業者の育成・指導	利用者がより快適な生活や介護を受けられるように地域密着型サービス事業所への実地指導を実施する。	継続	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業者への実地指導 10事業所(うち、地域密着型2事業所)	介護サービス事業者への実地指導	介護福祉課	1	改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努める。また、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携を強化する。	A
			福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員の支援を受けていない利用者の福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をする。	継続	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	福祉用具・住宅改修支援事業 1件(平成31年2月末現在)	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	介護福祉課	1	今後も、住宅改修に係る理由書の提出時に事業者へ事業の周知に努める。	A
		(4) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	成年後見制度の利用促進	知的障害や精神障害がある人の成年後見制度の利用を促進する。	継続	成年後見制度の利用を促進する	・市長による成年後見申立件数 0件(1件相談中) ・成年後見人に対する報酬扶助件数 1件	成年後見制度の利用を促進する	社会福祉課	1	今後も、真に必要な人に市長申立及び報酬扶助を行い、権利擁護を図っていく。	A
			成年後見制度の利用支援	身寄りがなく、判断能力が不十分な人について相談を実施した。	継続	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	成年後見制度の利用相談 延べ108件	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	介護福祉課	1	成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援する。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
IV 安心できる生活の基盤づくり	① 安全・安心な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実	緊急時連絡システムについて	一人暮らしの重度身体障がい者が急病や事故その他の理由により緊急に救助を必要とする場合に、速やかな救助活動を行うことができるよう、緊急時連絡システムを設置する。	継続	緊急時連絡システムを設置する	設置件数 1件(継続)	緊急時連絡システムを設置する	社会福祉課	1	緊急時連絡システムを設置することにより、緊急事態における不安の解消につながっている。今後も継続して実施する。	A
			福祉避難所の充実	災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者等)が避難する二次的避難所である福祉避難所を拡充する。	継続	市内福祉避難所指定に向けての事前協議 3ヶ所	市内福祉避難所指定に向けての事前協議 5ヶ所	市内福祉避難所指定数 5ヶ所	社会福祉課	1	今後も新たな指定を進めていく。	A
			自主防災組織の組織数向上	災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織の必要性について周知し、組織数の向上を図る。	継続	自主防災組織数45団体	新規に設立を検討している3地区に対し、自主防災組織の必要性及び手続き等について説明を行ったが、年度内の設立には至らなかった。	自主防災組織数45団体	危機管理防災課	3	高齢化により、自治会の運営も大変な状況の中で、自主防災組織も運営するとなると負担が大きいため、自主防災組織の必要性は認識していても設立までは難しい現状がある。運営に係る助言や補助金活用を通して、引き続き支援を行う。	D
			避難行動要支援者個別計画の作成	避難行動要支援者名簿の充実を図るために、関係部局が把握している要支援者の情報に基づき、個別計画書の作成を行った。	継続	・避難行動要支援者個別計画の様式の作成 ・要支援者毎の個別計画の作成	避難行動要支援者個別計画の様式の作成を行い、希望者が作成した個別計画書を受領。(見込)	・避難行動要支援者名簿の支援者への外部提供 ・要支援者毎の個別計画の作成	危機管理防災課	1	平成30年度に避難行動要支援者個別計画書の様式を作成し、希望者からの個別計画書の提出を受けたが、より多くの要支援者の方に個別計画書を作成してもらう必要があるため、今後、制度の周知と個別計画書作成の支援が必要となる。	A
			幸手市地域防災計画の更新	法改正等による幸手市地域防災計画の更新を行い、災害時の市や関係機関の対応や事前の備え、避難所等の周知を図った。	継続	幸手市地域防災計画を更新し、市の災害時の対応の最新情報について、周知を図る。	法改正等による幸手市地域防災計画の変更点について、防災会議を開催し更新を行い、災害対応の最新情報の周知を図った。	幸手市地域防災計画を更新し、市の災害時の対応の最新情報について、周知を図る。	危機管理防災課	1	市の災害対応が常に点検され、幸手市地域防災計画に反映されることにより、安心安全に対する市民理解が向上するため、引き続き、計画を更新し、周知を図っていく。	A
		(2) 防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	市内における犯罪防止のための取り組みとして、特に小・中学校の下校時間帯を中心に、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	継続	市民生活部及び教育委員会と協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	市民生活部及び教育委員会と協力し、一日2台、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施した。	市民生活部及び教育委員会と協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	危機管理防災課	1	平成30年度は市民生活部及び教育委員会と協力し防犯パトロールを実施することができた。実施体制が前年度より充実したことから、防犯パトロール車両の増加、パトロール回数の増加に繋がった。今後も継続して実施する予定である。	A
			学校安全	スクールガードや学校応援団、子ども110番の家など、地域と学校が連携し、子どもたちの安全確保に努める。	継続	学校が、スクールガードや学校応援団による見守り、子ども110番の家など、地域と連携し、登下校における子どもたちの安全確保に努める。	登下校時における不審者の情報などは寄せられたが、大きな事故もなく、子どもたちの安全確保を図ることができた。	平成30年度から継続して、地域との連携を図り、登下校における子どもたちの安全確保に努める。	指導課	2	学校が、スクールガードや学校応援団による見守り、子ども110番の家など、地域と連携し、登下校における子どもたちの安全確保に努めてきたが、新たなスクールガードや子ども110番の家の開拓が必要である。	B
			青少年健全育成事業	青少年育成推進員による学校訪問	継続	市内小学校9校 市内中学校3校 市内高校1校	市内小学校9校 市内中学校3校 市内高校1校	市内小学校9校 市内中学校3校 市内高校1校	社会教育課	1	市内学校の訪問により青少年育成推進員と学校との連携を図ることができている。今後も継続して実施していきたい。	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(3) 交通安全対策の充実	交通安全運動などの啓発活動の実施	市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動などの啓発活動を実施する。	継続	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬)交通安全パレードの実施	交通安全運動に係る街頭広報を実施した。交通安全パレードは天候悪化のため今年度は中止となった。また、昨年度から、引き続き、幸手警察署と協力し高齢者声かけ運動を実施した。	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬)交通安全パレードの実施	危機管理防災課	1	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるために、今後も幸手警察署と連携し街頭広報や交通安全パレード等を実施する。市民に交通安全思想の普及や浸透を図るためには継続した啓発が必要となるため、今後も引き続き事業を実施することが重要である。	A	
			消費生活相談事業	契約トラブルや多重債務など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように消費生活相談員を配置して相談に応じ、問題の解決を図る。また、市民への消費生活に関する周知を図る。	継続	悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害が及ぶのを未然に防ぐため、情報提供や周知活動、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	消費生活相談員3名体制の継続、アドバイザー弁護士制度の継続実施を通し、消費者問題の解決を図ることができた。	悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害が及ぶのを未然に防ぐため、情報提供や周知活動、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	市民協働課	1	アドバイザー弁護士制度の継続実施により困難事例にも対応することが引き続き可能になったことから、継続して実施する。	A	
			(1) 居住の場の整備・充実	施設・居住系サービスの整備	今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加に備え、施設・居住系サービスの基盤整備の量を見込み、事業者の公募等により整備を図る。	継続	小規模多機能型居宅介護 1施設	小規模多機能型居宅介護 1施設 登録定員25人 開設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設 認知症対応型共同生活介護 1施設	介護福祉課	1	平成30年度に引き続き、第7期介護保険事業計画に基づき、平成31年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護の事業所が開設できるよう進めていく。また計画に位置づけられている、看護小規模多機能型居宅介護について平成31年度開設分の公募に応募がなかったため再度公募を実施し、介護老人保健施設についても整備に向け県と連携していく。	A
				養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設で、軽費老人ホームは自炊ができない程度の身体能力の低下により、生活に不安のある人や家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設である。	継続	-	養護老人ホーム入所者5人/月 軽費老人ホーム入所者2施設	-	介護福祉課	1	養護老人ホーム高齢者人口が増加するなか、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっており、今後も市の措置による入所委託を行う。また、軽費老人ホーム(ケアハウス)については、現状の施設数を維持する。	A
(2) 交通支援の充実	障がいのある人に対する外出支援	障がいのある人が地域で自立生活や社会参加ができるよう外出支援を行う。	継続	行動援護、移動支援、生活サポート事業等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	実利用者数 行動援護 26人 移動支援 62人 生活サポート事業 81人	行動援護、移動支援、生活サポート事業等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	社会福祉課	1	サービスを利用し外出の支援を行うことができた。今後も継続して実施する。	A			
	デマンド交通運行事業	市民公共施設へのアクセスや通院、買い物等の日常生活を支えるための交通手段として、デマンド交通を運行する。	継続	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上、年間目標デマンド交通利用者数 9,072人	デマンド交通の目的地分析を行い、運行システム、乗合値の改善を図ったが、予約が取りにくい状況である。	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上、年間目標デマンド交通利用者数 9,339人	市民協働課	3	増加する高齢者を中心とした市民の、日常生活の移動手段の確保や公共施設への移動をさらに円滑にし、運行効率・乗合率を高め、利用者数の増加につなげることが目標であるが、同時刻に通院利用者が集中してしまい、予約が取りにくいことが課題である。	E			



施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(3)	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	住宅改修	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修を行おうとするとき、事前申請し住宅改修が必要と認められた場合、20万円を支給限度額として、費用の9割等を介護保険から支給する。	継続	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 83件 予防給付(要支援認定者の利用) 30件 (いずれも平成31年2月末現在)	介護保険サービスによる給付の実施	介護福祉課	1	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を行う介護保険サービスとして、引き続き制度の周知に努める。	A
			幸手市役所本庁舎整備事業	老朽化した本庁舎の整備を実施する。	継続	耐震化、又は、建て替えの方向性を決定する。	部長会議、政策会議、庁議を経て、建て替えの方向で決定した。	整備の概略を検討する。	契約管財課	1	慎重に検討していく必要がある。	A	
			幸手駅橋上化及び自由通路整備事業	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅橋上化及び自由通路を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始する。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。	—	都市計画課	1		A	
			公園のバリアフリー化の実施	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	継続	—	—	—	都市計画課	5	現在、公園の改修については、都市公園の遊具更新を主としている。公園のバリアフリー化については、公園の立地環境や利用状況などを勘案した実施計画が必要と思われる。	E	
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の一部について、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償を実施	都市計画道路西口停車場線の整備に向け、物件移転補償交渉を実施	都市計画課	1		A	
			幸手駅橋上化及び自由通路整備事業	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅橋上化及び自由通路を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始する。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。		まちづくり事業課	1		A	
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の一部について、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償を実施及び工事を実施。	都市計画道路西口停車場線の整備に向け、物件移転補償交渉を実施。	まちづくり事業課	1		A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H30		H31	担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			歩道の段差の解消	歩道に生じた段差解消工事を行う	継続	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	1箇所実施(1月末現在)	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	道路河川課	1		A
			学校トイレのバリアフリー化	学校トイレの洋式化を含めた改修にあわせ、一部の小便器や大便器のブース内に手すりを設置し、廊下とトイレの出入り及びトイレ内の床をフラットにする。また、屋外トイレについては、スロープ等を新設し、体育館から屋外トイレまでの段差を解消する。	継続	市内小中学校の4校を改修	八代小学校・さくら小学校・東中学校・西中学校のトイレを実施	市内小中学校の1校を改修	総務課	1	市内小中学校全校のトイレの改修にあわせ、バリアフリー化を実施していきたい。	A
			(仮称)郷土資料室施設改修工事(第2期)	既存施設を(仮称)郷土資料室として整備するため、改修工事を実施し、エントランス及び玄関ホールの段差を解消するためスロープを設置した。	単年度	スロープの設置	スロープの設置	—	社会教育課	1		A
		(4) 生活環境の充実	安全な道路の維持管理	道路の修繕箇所について、迅速な対応を行い安全な道路の維持管理を行う	継続	道路の損傷等の発見がされた場合は早急に修繕を行う。	399箇所の維持修繕を実施(1月末現在)	道路の損傷等の発見がされた場合は早急に修繕を行う。	道路河川課	1	—	A